

I 幼稚園中堅教諭等資質向上研修実施要項

1 目的

教育公務員特例法第24条第1項及び附則第6条の規定により、公立の幼稚園等における教育に関し相当の経験を有し、教育活動その他の園運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭に対して、保育に関する専門性を發揮させ、園を支える力の伸長を図る上で必要とされる資質の向上を図る。

2 対象

中堅教諭等資質向上研修の対象となる者は、原則として、令和8年4月1日現在において在職期間（臨時的に任用された期間を除く）が8年を経過した公立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園及び特別支援学校幼稚部の教諭、保育教諭等並びに前年度までの中堅教諭等資質向上研修該当者で未受講の教諭等とする。ただし、他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修を受けた者は除く。

3 内容

研修内容は、次のとおりとする。

- (1) 園外研修（8～11日）
- (2) 園内研修（年間8日以上）

4 期間

研修の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間を基本とする。

5 実施主体

中堅教諭等資質向上研修は県教育委員会が主催し、総合教育センターと教育事務所が市町村教育委員会の協力を得て実施する。

6 実施体制

- (1) 総合教育センターは、以下のアからエの中堅教諭等資質向上研修の計画及び実施に伴う諸課題等について調査及び検討を行い、必要に応じて宮城県教職員育成協議会に置く研修部会において協議を行う。
ア 実施計画 イ 年間研修計画 ウ 評価 エ その他実施上の諸課題
- (2) 市町村教育委員会は、実施期間を通し、研修の実施状況等について、中堅教諭等資質向上研修対象者が所属する園への指導・助言を行う。

7 評価及び研修計画

【幼稚園及び幼保連携型認定こども園】

- (1) 総合教育センターは、前年度内から、中堅教諭等資質向上研修を受ける教諭（以下、「当該中堅教諭」という。）の能力・適性等についての評価の観点及び評価票を作成し、市町村教育委員会に通知する。
- (2) 市町村教育委員会は、必要に応じて観点を加えて、当該中堅教諭が所属する園の園長に通知する。
- (3) 当該中堅教諭は、評価の観点に基づいて自己評価を行い、研修計画立案のための評価票を園長に提出する。
- (4) 園長は、当該中堅教諭の自己評価も参考に、評価の観点に基づいて当該中堅教諭の評価を行った上で、研修計画書を作成し、評価票とともに市町村教育委員会に提出する。

- (5) 市町村教育委員会は、園長から提出された評価票及び研修計画書の調整を行い、教育事務所に提出する。
- (6) 教育事務所は、評価票及び研修計画書を総合教育センターに提出する。
- (7) 園長は、研修計画書に基づいて、当該中堅教諭に職務上の命令を発する。

【特別支援学校幼稚部】

- (1) 総合教育センターは、前年度内に当該中堅教諭の能力・適性等についての評価の観点及び評価票を作成し、校長に通知する。
- (2) 校長は、必要に応じて学校独自の観点を加えることができる。
- (3) 当該中堅教諭は、評価の観点に基づいて自己評価を行い、研修計画立案のための評価票を校長に提出する。
- (4) 校長は、当該中堅教諭の自己評価も参考に、評価の観点に基づいて当該中堅教諭の評価を行った上で、研修計画書を作成し、評価票とともに総合教育センターに提出する。
- (5) 総合教育センターは、校長から提出された評価票及び研修計画書の調整を行い、決定する。
- (6) 校長は、研修計画書に基づいて、当該中堅教諭に職務上の命令を発する。

8 実施計画

- (1) 総合教育センターは、実施計画と併せて事前説明動画等を作成し、市町村教育委員会、特別支援学校長に通知する。
- (2) 実施計画においては、園内研修、園外研修及びその他について必要な事項を定める。

9 園（校）内体制

園長及び校長（以下、「園長」という。）は、教育活動等に支障がないよう、また、研修時間を十分取ることができるよう、園（校）務分掌等において配慮する。

10 研修実施後の評価及び研修報告

- (1) 当該中堅教諭は、評価の観点に基づいて、成果報告をまとめ自己評価を行い、園長に提出する。
- (2) 園長は、研修教員の自己評価も参考に、評価の観点に基づいて、研修以前との比較を含め評価を行い、成果報告書を作成し、次のように提出する。また、その結果を当該中堅教諭の以後の指導や研修に活用する。
 - ① 幼稚園及び幼保連携型認定こども園においては、市町村教育委員会に親展扱いで提出する。
 - ② 特別支援学校においては、総合教育センターに親展扱いで提出する。
- (3) 園長は、園外研修及び園内研修の実績について研修報告書を作成し、次のように提出する。
 - ① 幼稚園及び幼保連携型認定こども園においては、市町村教育委員会に提出する。市町村教育委員会は、研修報告書について取りまとめ、教育事務所に提出する。教育事務所は、研修報告書を取りまとめ総合教育センターに提出する。
 - ② 特別支援学校においては、総合教育センターに提出する。

11 その他

この要項は、令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。